

平成24年度 第1回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成24年4月19日（木） 午後3時00分から午後5時30分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（17人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	木脇ナツミ
委員	5番	伊東里美
委員	6番	町田雄治
委員	7番	池上鉄仁
委員	8番	池沢清良
委員	9番	市来順哲
委員	10番	先山富雄
委員	11番	本江武
委員	12番	先間政美
委員	13番	宮當しず江
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池スミ子
会長代行	16番	盛山明雄
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（0人）

委員 番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業振興地域内農用地区域除外に係る農業委員会の意見決定について

議案第3号 あっせん委員の指名について

議案第4号 非農地証明願いの審議について

議案第5号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による通知について

報告第3号 時効取得による所有権移転について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野 兼一

事務局係長 元栄恵美子 臨時職員 柏原美樹

付 議 事 項																									
15:00 ~ 16:00	<p>【現地調査】 議案第2号農業振興地域内農用地区域除外に係る農業委員会の意見決定について</p> <p>申請人（借り人）神戸市中央区港島中町〇〇番 〇〇氏 （貸し人）知名町屋子母〇〇番 〇〇氏</p> <p>申請地 知名町屋子母字泊り原〇〇番地 畑332㎡ 事業計画 一般住宅67.14㎡ 駐車場30㎡</p> <p>議案第3号 あっせん委員の指名について</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1番</td> <td style="width: 65%;">久志検宇川原〇〇番地</td> <td style="width: 20%;">畑1, 591㎡</td> <td style="width: 10%;">貸借</td> </tr> <tr> <td></td> <td>赤嶺字野者窪〇〇番地</td> <td>畑2, 311㎡</td> <td>貸借</td> </tr> <tr> <td></td> <td>赤嶺字與ムン者原〇〇番地</td> <td>畑 810㎡</td> <td>貸借</td> </tr> <tr> <td></td> <td>赤嶺字平ニャ〇〇番地</td> <td>畑3, 460㎡</td> <td>貸借</td> </tr> <tr> <td>2番</td> <td>田皆字南俣〇〇番地</td> <td>畑4, 601㎡</td> <td>売買</td> </tr> <tr> <td></td> <td>田皆字前原〇〇番地</td> <td>畑5, 976㎡</td> <td>売買</td> </tr> </table> <p>議案第4号 非農地証明願いの審議について</p> <p>申請人 住所 知名町徳時〇〇番地 氏名 〇〇氏</p> <p>土地の表示 徳時字泉川〇〇番地 畑573㎡</p> <p>報告第3号 時効取得による所有権移転について</p> <p>上平川字神地寄〇〇番地 畑1, 346㎡</p>	1番	久志検宇川原〇〇番地	畑1, 591㎡	貸借		赤嶺字野者窪〇〇番地	畑2, 311㎡	貸借		赤嶺字與ムン者原〇〇番地	畑 810㎡	貸借		赤嶺字平ニャ〇〇番地	畑3, 460㎡	貸借	2番	田皆字南俣〇〇番地	畑4, 601㎡	売買		田皆字前原〇〇番地	畑5, 976㎡	売買
1番	久志検宇川原〇〇番地	畑1, 591㎡	貸借																						
	赤嶺字野者窪〇〇番地	畑2, 311㎡	貸借																						
	赤嶺字與ムン者原〇〇番地	畑 810㎡	貸借																						
	赤嶺字平ニャ〇〇番地	畑3, 460㎡	貸借																						
2番	田皆字南俣〇〇番地	畑4, 601㎡	売買																						
	田皆字前原〇〇番地	畑5, 976㎡	売買																						
16:00~ 17:30 事務局長	<p>ただ今から平成24年度第1回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席委員は17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。それでは会長より会務報告をお願いします。</p>																								
会長	<p>それでは、前回総会から今日までの会務報告を行います。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">3 / 23</td> <td style="width: 80%;">知名町コミュニティ推進協議会出席</td> </tr> <tr> <td>3 / 26</td> <td>鹿児島県農業会議81回通常総会出席</td> </tr> <tr> <td>3 / 29</td> <td>知名町土地改良区総代会出席</td> </tr> <tr> <td>4 / 5</td> <td>知名町キビ部会出席</td> </tr> </table>	3 / 23	知名町コミュニティ推進協議会出席	3 / 26	鹿児島県農業会議81回通常総会出席	3 / 29	知名町土地改良区総代会出席	4 / 5	知名町キビ部会出席																
3 / 23	知名町コミュニティ推進協議会出席																								
3 / 26	鹿児島県農業会議81回通常総会出席																								
3 / 29	知名町土地改良区総代会出席																								
4 / 5	知名町キビ部会出席																								
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。</p> <p>それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異</p>																								

	<p>議ありませんか。「異議なしの声あり」それでは、5番伊東委員、6番町田委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の元栄氏・柏原氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>日程第2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号は、売買3件・贈与2件・その他1件の合計6件で20,468㎡です。【議案第1号について朗読】</p> <p>農地法3条の許可要件として、取得後の農地又は採草放牧地において農業に常時従事すること。農業委員会が定める下限面積も超えていること。農地取得後のすべての農地を効率的に利用すること、また、周辺農地の集団化に支障をきたさないなどが要件です。申請人の農業経営についても、農機具・労働力・技術・通作距離などをみても問題がなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
14番	<p>1番について、説明をさせていただきます。譲渡人と譲受人はおばと甥です。2番については知人です。譲受人はサンクリーンと言う会社を運営しています。清掃業と廃品回収業をしながらバレイショを作っております。トラクター等すべて揃っておりますので、ご審議をよろしく申し上げます。</p>
15番	<p>3番について、説明をさせていただきます。譲渡人と譲受人はおじと甥です。譲受人は自衛隊に勤務しながらバレイショとキビを作っております。又農機具等は完備しております。ご審議をよろしく申し上げます。</p>

13番	4番について、説明をさせていただきます。譲渡人と譲受人は親戚にあたります。作物はバレイショを作っています。農機具はおじの機械を借りて耕作しています。兼業農家で農業に意欲的なのでご審議をよろしくお願いします。
2番	5番、について説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人はもともと畑を借りていて、今回その畑を買うと言うことです。現地確認した所バレイショを収穫している所でした。譲受人は飲食店を経営しながらバレイショを作っていて、農機具関係は揃っています。ご審議をよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。ただ今、事務局並び地区担当委員から説明がありました。質疑並びにご意見はありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	それでは採決を致します。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議長	全員賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに決定いたしました。
議長	6番に対しては農業委員会法第24条の1項の規定に基づき参与の制限がありますので、議事終了まで〇〇委員退席をお願いします。
議長	6番に対して事務局の説明及び朗読をお願いします。

事務局	<p>屋者字長当〇〇番地 2,097㎡と芦清良字上川上〇〇番地 2,493㎡ ・芦清良上川上〇〇番地 51㎡の3筆で合計5,451㎡となっています。譲受人の〇〇さんは経営面積44,943㎡です。</p> <p>買い受け適格証明を出していれば会長の専決事項と言うことですが、専決事項の条文が無いので、再度提出しました。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今の説明に対して、地区担当員からの補足説明をお願いいたします。</p>
13番	<p>〇〇さんはバレイショ・サトウキビを作っています。農機具も揃っており、認定農業者でもあります。よろしくご審議ください。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただ今の件に関しまして質問等ありましたら挙手でお願いいたします。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは採決を致します。議案第1号6番による許可申請について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第1号6番に対しまして、原案どおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>〇〇委員審議終了しましたので入場をお願いします。</p>
議長	<p>議案第2号農業振興地域内農用地区域除外に係る農業委員会の意見決定についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請人が兵庫県神戸市の〇〇氏農地の貸し人が屋子母の〇〇氏土地が屋子母字泊り原〇〇番 畑332㎡一般住宅67.14㎡自己資金が700万円と言うことで申請が出ております。転用については50m以内に3戸以上。農振については3戸以上の連</p>

	たんが許可条件となっていますので、よろしく審議をお願いいたします。
議長	地区担当委員の〇〇委員補足説明があればお願いします。
3 番	特にありません。
議長	それでは、ただ今の事務局の説明並びに朗読にたいして意見等質問はありませんか。
事務局	「補足説明」神戸にて料理店を経営している。老後は郷里に帰る計画をしており、妹の所有するこの申請地を借用し、ここに住宅を建築するためである。なお、帰郷までの間は、知名町屋子母に在住する母〇〇が、住宅として使用する予定である。
9 番	もし、見た土地に3戸建てればオッケーですか。
議長	沖永良部の人口が増えるということなので、良いんじゃないですか。
3 番	そこに家が建てられれば他にも建てたいという人がいますからね。
9 番	よういっても、あの面積だから使い道がないので許可してもいいのでは。
7 番	心情的には許可だけど、3連たんが問題である。
	(面積も小さいし、許可しても良いとの声が数名から有り)
1 4 番	最終的には自分の土地では無いので、使用貸借で5条申請になります。
3 番	〇〇さんが島にいないと言う事で名義人になれないのか。

18番	もともとの名義は〇〇さんで、妹の借りて姉さんが家を造れば、兄貴の家にいる母を〇〇の家に住まわすためではないか。
7番	今回許可したら、次に同じ事で申請がきたら賛成できるか、問題である。
14番	今回は332㎡で小さいからいいが、1,000㎡とか出たらどうなりますか。
事務局	一般住宅は500㎡までで、農家住宅は1,000㎡未満まで転用可能。申請面積に規定があります。
議長	農業委員会としては、知名町の人口が増えますので、許可でよろしいか。
	(はいの声あり)
議長	ただ今の件に対して賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議長	議案第2号農業振興地域内農用地区域除外に係る農業委員会の意見決定については原案通り許可決定いたします。
議長	議案第3号あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>【議案第3号1 あっせん委員についての朗読】</p> <p>申請人は知名町赤嶺の〇〇氏です。前耕作者とは、2月15日に合意解約しており引き渡しは5月30日となっています。小作人は久志検の〇〇氏です。</p> <p>あっせん委員の指名をよろしくお願いします。</p> <p>申請人：知名町赤嶺 〇〇氏 申請地：久志検宇川原〇〇番地 畑1, 591㎡ 赤嶺字野者窪〇〇番地 畑2, 311㎡ 赤嶺字與ムン者原〇〇番地 畑 810㎡ 赤嶺字平ニャ〇〇番地 畑3, 460㎡</p> <p>あっせん内容 貸借10アール 1万～1万五千元</p>
事務局	<p>【議案第3号2 あっせん委員についての朗読】</p> <p>申請人は埼玉県の〇〇氏です。申請地は全部事項証明書で確認した結果、抵当権の設定や不動産業者の介入もなくあっせん対象として適当であります。また申請人は、今後、島に帰る予定がないと言うことで今回申請した次第です。</p> <p>あっせん委員の指名をよろしくお願いします。</p> <p>申請人：埼玉県入間市 〇〇氏 申請地：田皆字南俣〇〇番地 畑4, 601㎡ 田皆字前原〇〇番地 畑5, 976㎡</p> <p>売買金額 全部で600万円</p>
議長	<p>ただ今の件に関して、あっせん委員を希望する方はいないですか。いないようでしたら地区の担当委員にあっせんをお願いしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議長	議案第3号1番に対しては11番委員、12番委員をお願いします。第3号2番に対しては8番委員、9番委員をお願いします。
議長	議題第4号非農地証明願いの審議についてを議題といたします。事務局の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	非農地証明願いについて、この地区は平成2年頃から排水が悪く耕作できない状況で、平成13年工事現場から出た土で埋め立てをしてあります。 申請人 住所 知名町徳時〇〇番地 氏名 〇〇氏 土地の表示 徳時字泉川〇〇番地 畑573㎡ 状況としては使用できない土地であります。よろしくご審議ください。
議長	今の件に対して質問等意見をお願いします。
	(意見なし)
議長	よろしいですか。採決いたします。原案どおり許可する方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号非農地証明許可申請については、原案どおり許可することに決定いたしました。
議長	それでは、次にいきます。
議長	議案第5号知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。事務局から朗読と説明を求めます。

事務局	<p>【議案第5号について朗読】</p> <p>1番1 芦清良字竿津野〇〇番地 2, 512㎡</p> <p>2番1 下平川字平成〇〇番地 1, 455㎡</p> <p>3番1 大津勘字前原〇〇番地 1, 977㎡</p> <p>4番1～3 田皆字深俣〇〇番地外2筆 合計6, 447㎡</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
16番	<p>1番2番について説明します。〇〇さんと〇〇さんは義理の子供であります。〇〇さんと〇〇さんは友人であります。</p> <p>〇〇さんはサトウキビ・グラジオラス・インゲン・マンゴーをやっています。〇〇さんは施設園芸と言う事で、グラ・ソリダゴ・トルコキキョウを作っています。友人であります〇〇さんにサトウキビを作ってもらおうと言う事です。</p>
5番	<p>3番の〇〇さんと〇〇さんは知人であります。〇〇さんはバレイショ・サトウキビを作っています。</p>
8番	<p>4番の〇〇さんはサトウキビ専作農家で認定農業者であります。ハーベスターを持っていて若く一生懸命頑張っていますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明及び補足説明に質問。質疑等ありませんか。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。よろしいですか。それでは採決を致します。議案第5号買受適格証明の発行については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p>

議長	次に、所有権の移転1番2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>【所有権の移転について、朗読説明】</p> <p>地域振興公社が購入した分</p> <p>1番1 田皆字西原〇〇番地 4,033㎡ 対価 1,363,500円 移転時期 平成24年5月18日</p> <p>2番1 田皆字名俣〇〇番地 1,466㎡ 田皆字名俣〇〇番地 319㎡ 田皆字前原〇〇番地 1,939㎡ 田皆字宇須久当〇〇番地 3,754㎡ 田皆字宇須久当〇〇番地 3,545㎡ 対価 4,646,000円 移転時期 平成24年4月20日</p>
議長	説明に対して質問はありましたら、挙手をお願いします。
	(なしの声あり)
議長	賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議長	全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。
議長	報告第1号農地法第18条6項の規定による届け出について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>【報告第1号について、朗読説明】</p> <p>1番 利用権設定者 赤嶺(〇〇氏) 利用権受託者 久志検(〇〇氏) 赤嶺字平ニャ〇〇番外3筆 合意解約日平成24年2月15日</p>

	<p>解約理由：賃貸料支払い遅延のため</p> <p>2番 利用権設定者 徳時（〇〇氏） 利用権受託者 住吉（〇〇氏） 徳時字平泊り〇〇番外7筆 合意解約日平成24年3月14日 解約理由：契約違反のため</p>
16番	<p>利用権を設定して解約するのは、何か問題があったのですか。</p>
事務局	<p>1番については、賃貸料支払い遅延のため家族会議をして決定。 2番については、契約時の契約内容違反のため、合意解約との事です。</p>
事務局	<p>【報告第2号について、朗読説明】 相続登記の申し出は4件です。すべてあっせん希望なし</p> <p>1番1～2 赤嶺字赤嶺原〇〇番地外1筆 兵庫県尼崎市（〇〇氏）</p> <p>2番1～2 新城字長竿〇〇番地外1筆 鹿児島市（〇〇氏）</p> <p>3番1～2 田皆字潮吹〇〇番地外1筆 兵庫県尼崎市（〇〇氏）</p> <p>4番1～5 余多字石原〇〇番地外4筆 大阪府東大阪市（〇〇氏）</p> <p>すべて都会にいる方なので、使用者がわかれば教えて下さい。</p>
14番	<p>1番については3条申請の〇〇さんが購入しました。</p>
16番	<p>2番については、相続者の弟が使用しています。</p>
議長	<p>3番4番についてはよろしいですか。</p>
	<p>(はいの声あり)</p>
議長	<p>報告3号時効取得を原因とする所有権移転について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>【報告第3号について、朗読説明】</p> <p>1番1 上平川字神地寄〇〇番地 熊本県宇土市 (〇〇氏) 兄弟間の時効取得で、現在兄が耕作しています。</p>
議長	質問よろしいですか。
	(なしの声あり)
議長	その他に入ります。
事務局	<p>次回総会 平成24年5月18日(金) 午後3時より</p>
議長	以上で、平成24年度第1回知名町農業委員会定例総会をはこれをもって閉会いたします。ご苦勞さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成24年4月19日

議 長 平 井 久 元

署名委員 伊 東 里 美

署名委員 町 田 雄 治